

地区別日程表

＝集積場所に排出できるのは家庭のごみのみです。事業所のごみは出せません。＝



「甲府市ごみ分別アプリ」配信中!

収集場所からの資源物・有価物・燃えないごみ(紙類・びん類・金属類)の持ち去りは禁止です。(違反すると罰金となります)

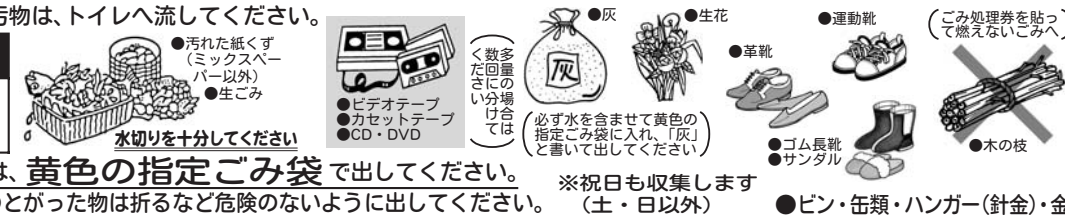
燃えるごみ(可燃ごみ)

ごみ収集課
問合せ 241-4313

▶ 収集日の朝、8時30分までに決められたものを、決められた燃えるごみの集積場所に出してください。

●紙おむつの汚物は、トイレへ流してください。

収集曜日 火・金



●燃えるごみは、黄色の指定ごみ袋で出してください。
●竹串など先のとがった物は折るなど危険のないように出してください。

※祝日も収集します(土・日以外)

●ピン・缶類・ハンガー(針金)・金属などの燃えないものが混入している場合は収集しません。

※年末の燃えるごみ収集は、12月31日(火)まで通常どおり収集します。
※ミックスペーパーの収集は12月25日(水)まで収集します。
※プラスチック製容器包装は12月28日(土)まで収集します。
※年始は、1月6日(月)より通常どおり収集します。

燃えないごみ(不燃ごみ)

(可燃性粗大ごみ)
(不燃性粗大ごみ)
ふとん・ジュタン類

品目別収集をしております
ごみ収集課
問合せ 241-4313

▶ 収集日の朝、8時30分までに決められたものを、決められた燃えないごみの集積場所に出してください。

収集日	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
	10	15	10	8	7	4	9	11	9	14	10	12

燃えないごみ(不燃ごみ)

●板ガラス●割れビン●化粧品ビン●コップ●カミソリ
●アルミハク●懐中電灯●鏡●ガラス類●茶わん●包丁

不燃ごみ

●ラジカセ●破パサミ●カマ
●コーヒーマーカー●ヘルメット
●かさ●加湿器●スキー靴

引火性危険物

●ライター(ガス・オイル) なるべく使い切って、透明なビニール袋に入れ、集積所の隣に燃えないごみと分けて出してください。
●電子タバコ 透明なビニール袋に入れ、他のごみとは分けてください。

ふとん・ジュタン類

●ふとん●ジュタン
●マットレス●カーベット
●クッション●毛布
●まくら(50cmを超えるもの)
●電気カーベット他

粗大ごみ

可燃性粗大ごみ(指定ごみ袋に入らないもの)
●旅行かばん
●ベッド(木製)
●ドラム
●障子戸(木製)
●ゴルフバック
●ペーダンス
●木製机
●洋服ダンス
●家具調コタツ
●コタツ板
●木製食器棚
●木製イス

1本の太さは15cm以下
1m以内
30cm以内

●木の枝

不燃性粗大ごみ(指定ごみ袋に入らないもの)

●ソファ
●ギター
●アコーデオン
●カセット
●ゴルフクラブ(カーボン製)
●扇風機
●ステレオ
●座いす

資源物

ごみ減量課
問合せ 241-4327

▶ 資源物回収は、市が行う行政回収です。

▶ 回収日の朝、8時30分までに決められたものを、燃えないごみの集積場所に出してください。(袋に入れる場合は、種類ごとに分けて透明・半透明袋に入れてください。)

回収日	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
	8	13	3	1	5	2	7	5	3	8	5	5

有価物

問合せ
各自治会へご確認ください。

▶ 有価物回収は、各自治会が自主的に行う集団回収です。▶ 実施の有無や回収場所、回収時間については、それぞれの自治会にご確認ください。

回収日	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
	-	-	12	-	20	-	16	-	12	-	-	17

資源物 有価物

出せるものは同一です
問合せ 241-4327

紙類

●新聞紙(チラシを含む)●段ボール
●紙類●紙袋●包装紙類
●雑誌(本・週刊誌)●単行本など

ビン類

●ビールビン●酒ビン●調味料ビン
●ワインビン●ドリンクビン●ジュースビン

衣類

●洋服類
●タオル類
●帽子類

金物・鉄類

●アルミ缶
●スチール缶

カセットボバ・スプレー缶

●カセットボバ
●スプレー缶

ハンガー(針金)

●ハンガー(針金)

自転車

●自転車

ミニシン

●ミニシン

食品用白色トレイ

マークの表示が無い場合も、同じ材質の物は出すことができます。
トレイは白色のものに限ります。色柄ものプラスチック製容器包装として毎週土曜日に出してください。
(水洗いし、水を切ってから透明又は半透明の袋に入れて出してください。)

有害再生物

●乾電池(マンガン、アルカリ)
●蛍光灯
●LED
●白熱電球(燃え尽きたもの)
●体温計
●温度計
●血圧計
(※水銀は壊れたもの)

ペットボトル

●ペットボトルは、透明のだけ。
●汚れたもの・色物・取っ手がプラスチック製のものは燃えるごみとして出してください。
(キャップとラベルを必ず外し、中を水洗いし、踏みつぶしてから袋に入れて出してください。キャップとラベルはプラスチック製容器包装へ出してください。)

●ビン・缶・ペットボトルの中に異物を入れないでください。

プラスチック製容器包装

ごみ減量課
問合せ 241-4327

▶ 回収日の朝、8時30分までに燃えるごみの集積場所に出してください。

●透明又は半透明のビニール袋(なるべく大きな袋)で出してください。
●中身を空にして、汚れている物は軽くすすぎ、水を切ってから出してください。

プラスチック製でも出せないもの

●ポリタンク
●洗面器
●おもちゃ
●ライター
●ライター
●ライター

出せないもの

●使用済みティッシュペーパー
●キッチンペーパー
●ウェットティッシュ
●紙おむつ

ダンボール

●ダンボール

ミックスペーパー

ごみ減量課
問合せ 241-4327

▶ 回収日の朝、8時30分までに燃えるごみの集積場所に出してください。

●分別した紙類は、紙袋(デパート・スーパー等のもの)に入れてテープやホチキスなどで口を閉じて出してください。
●紙袋が無い場合は、45ℓ程度の透明又は半透明のポリ袋で出してください。(レジ袋、段ボール箱は不可)

紙類全般

●紙類全般

紙類(メモ紙等)

●紙類(メモ紙等)

紙類(メモ紙等)

●紙類(メモ紙等)

廃食用油回収

広報で日程を確認してください。

陶磁器製食器の回収

毎週火・金曜日(8:45～11:30、13:00～16:45)に甲府市環境センター2階ごみ減量課で受け付けます。(祝日、振替日は除く。年末は12月27日まで) 毎週水・木曜日(10:30～12:00、13:00～16:00)に甲府市リサイクルプラザで受け付けます。(祝日の場合は翌日。年末年始、施設保守点検日は除く) ※割れた陶磁器製食器も対象です。また、箱入りの未使用品に限り陶磁器製以外でも回収します。 ※飲食店・事業所等からの持込はできません。

小型家電・インクカートリッジの回収

各公民館等の回収ボックスに投入してください。(回収時間については、各施設の開館時間内をお願いします。)
●小型家電(携帯電話・ノートPC等の小型電子機器)。デスクトップ型PCは、甲府市環境センターのみ回収しています。(平日8:30～17:15)

自分で甲府・峡東クリーンセンターへ搬入する場合

搬入時間	月 午前8:30～正午
土	午後1:00～5:00

(日曜・祝日・振替休日・年末年始を除く。)
※ただし有料となります。
死亡した動物(犬・猫等)も搬入時間は同じです
(詳細についてはお問い合わせください。)

事業系のごみ

会社、商店、飲食店など事業活動から出る一般廃棄物は、市内の家庭系ごみ集積所に出すことはできません。自ら甲府・峡東クリーンセンターに持ち込むか、甲府市で許可した収集運搬業者に収集を委託してください。

処理出来ないため収集しないもの

(甲府・峡東クリーンセンターへの持ち込みも出来ません。)

テレビ、洗濯機、衣類乾燥機、冷蔵庫、冷凍庫、エアコン、オートバイ、原動機付自転車、タイヤ、バッテリー、ガスボンベ、塗料、廃油、爆発危険物、消火器、注射器等の医療廃棄物、薬品類、有毒性物質、自動車部品、建築廃材、石、土砂、コンクリート、農機具、農業用ビニール、コンプレッサー、ボイラー、温水器、ボウリングの球、ブロックなど

市で収集・処理できないものは、販売店、専門店などに相談し、引き取ってもらうか、または、廃棄物処理業者(専門業者)に依頼してください。(ただし有料となります。)(甲府市廃棄物事業協同組合 ☎243-4881)

なお、注射器等については、処方された病院等へご相談ください。

家庭からの多量ごみ

大掃除・引越し・植木の手入れなどにより、一時的に多量のごみが発生した場合は「燃えるごみ」「燃えないごみ」「資源物」に分別して自ら甲府・峡東クリーンセンターに持ち込んでください。

事業活動に伴って生じた産業廃棄物のクリーンセンターへの搬入はできません。(一社)山梨県産業資源循環協会 ☎244-0755 右記へお問い合わせください。(公社)山梨県農業用廃プラスチック処理センター ☎284-0938

●問い合わせ先 甲府市環境センター ☎241-4313 ●ごみの収集、ごみの出し方はごみ収集課 ☎241-4327 ●ごみの減量、有価・資源物等はごみ減量課 ●不用品活用情報等は ●ごみの処理、ごみの持ち込みは 甲府市リサイクルプラザ ☎241-4357 甲府・峡東クリーンセンター ☎266-7744

詳しくは、「ごみの分け方・出し方」の冊子をご覧ください。ごみの野外焼却は禁止されています。